

28 荒健衛第5751号

平成29年3月30日

各施術所開設者 様

荒川区保健所長 倉橋 俊至
(公 印 省 略)

施術所の広告の適正化について

日頃より、保健衛生行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご存知のとおり、施術所の広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の業及び施術所に関する広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条第1項各号及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条第1項各号に規定されている事項以外は広告できません。

しかしながら、「交通事故治療専門」や「むち打ち専門」、「適応症」や「効能効果」の表示といった広告違反が行われているとの情報が厚生労働省に寄せられており、厚生労働省から指導の徹底が求められています。

つきましては、下記のとおり施術所の広告の適正化の実施をお願いいたします。

記

1 同封の別紙「施術所の広告について」を参考に、施術所の看板、チラシ等をご確認いただき、適正な広告となるよう改修、改善の実施をお願いします。

随時、広告についての相談を受け付けておりますので、下記の間合せ先までご相談ください。

2 今後、現場での違反広告の調査及び助言・指導の実施を予定しています。

ご承知おき、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、開設者の住所氏名、業務に従事する施術者、構造設備等に変更があった場合は、変更後10日以内に開設届出事項の一部変更届の提出が必要となります。変更や廃止があった場合には遅滞なく届出をお願いします。

問合せ先

荒川区保健所生活衛生課環境衛生係医薬担当

〒116-8502 荒川区荒川2-11-1

電話03（3802）3111内線427

FAX03（3806）2976

施術所の広告について

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」では、業務及び施術所に関して広告できる事項が限定されています。

このため、次に掲げる事項以外は広告できません。

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 第7条】

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 第1条に規定する業務（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう）の種類
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付け厚告69号）
 - (1) もみりようじ
 - (2) やいと、えつ
 - (3) 小児鍼（はり）
 - (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出（開設の届出）をした旨
 - (5) 医療保険療養費支給申請ができる旨
（申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - (6) 予約に基づく施術の実施
 - (7) 休日又は夜間における施術の実施
 - (8) 出張による施術の実施
 - (9) 駐車設備に関する事項

1、2、3について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。（第7条第2項）

【柔道整復師法 第24条】

- 1 柔道整復師である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付け厚告70号）
 - (1) ほねつぎ（又は接骨）
 - (2) 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出（開設の届出）をした旨
 - (3) 医療保険療養費支給申請ができる旨
（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - (4) 予約に基づく施術の実施
 - (5) 休日又は夜間における施術の実施
 - (6) 出張による施術の実施
 - (7) 駐車設備に関する事項

1、2について広告をする場合にも、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。（第24条第2項）

※ 広告違反となる例

- ・「各種保険適用」「労災保険」「自賠責保険」

⇒ 「医療保険療養費支給申請ができる旨」以外の保険に関する広告はできません。

- ・「適応症・効能効果の表示」「交通事故の記載」「料金の表示」「届出以外の施術及び民間療法の施術に関すること」

⇒ 法定事項以外の広告はできません。